**平成２６年（フ）第６６９３号**
東京都小平市中島町31―11―102
債務者　児島　智志
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７００号**
東京都荒川区東尾久６丁目17―９―602
債務者　村上直美子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７１１号**
東京都板橋区上板橋１丁目20―３―202
債務者　大和田　守
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７１７号**
東京都板橋区高島平２丁目32―１―1417
債務者　勅使河原靖
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７２４号**
埼玉県川口市元郷４丁目14―22―６
債務者　吉川　秀夫
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７２５号**
埼玉県狭山市狭山２―５
債務者　栗原　育代
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７２６号**
東京都北区田端６丁目９―10―102
債務者　三瓶　正春
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７２７号**
神奈川県川崎市高津区久地４丁目２―７―402
債務者　小林　武寿
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０８号**
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西24―708
債務者　三山　利雄
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第３６５号**
東京都西東京市柳沢３丁目４番７―205号
債務者　寺田　忠浩
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第２９４号**
静岡市葵区平和３丁目10番40―107号
債務者　坂口　由子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第６７１４号**
神奈川県座間市相武台４丁目４―17　ＣＥＣ10―205
債務者　小島　鉄平
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７１５号**
東京都清瀬市下宿３丁目1417―９
債務者　宮下　俊平
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７１６号**
埼玉県川越市田町17―48―Ｂ―203
債務者　飯田　　彩
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７７号**
沖縄県うるま市字田場1386番地　有栄アパート205
債務者　安座間　亮
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部